

かながわ子ども・若者みらい計画（令和7年度～令和11年度）
（骨子案）

I はじめに

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象

II 本県の子ども・若者・子育ての状況

- 1 子ども・若者の状況
- 2 子育て当事者の状況
- 3 子育てをめぐる県民の意識

III 計画の基本理念等

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 主要施策
- 4 主要施策のこども大綱との整合性
- 5 施策体系図

IV 主要施策の取組

- 1 ライフステージを通じた重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項
- 3 子育て当事者の不安解消のための施策
- 4 子ども・若者を地域でともに育む施策

V 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数

- 1 幼児期の教育・保育の需給計画
- 2 幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数

VI 計画の点検・評価及び推進体制

- 1 計画の達成状況の点検・評価
- 2 計画の推進体制
- 3 各施策の数値目標

VII 参考資料

- 1 計画改定の経過
- 2 関連条例
- 3 本県の子ども・若者・子育ての状況（参考）

括弧内は作成中

I はじめに

1 計画策定の趣旨

- 本県では、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業支援計画と次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の位置付けを併せ持つ計画として、「かながわ子どもみらいプラン」を平成 27 年 3 月に策定し、子ども・子育て支援の取組を進めてきました。
- 子どもは生まれながらにして権利を持つ主体であり、すべての子ども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指すことは、将来の社会の安定と発展のためにも必要なことです。
- しかし、児童虐待や不登校、いじめの問題、医療的ケア児、ひきこもり等子ども・若者の状況はより深刻になっています。
- また、仕事と子育ての両立の難しさ、地域のつながりの希薄化に伴い、子育ての悩みや不安を相談できる相手が身近にいないことなど、一人ひとりの不安が出生率の低下の要因とも考えられ、子どもを取り巻く社会環境には多くの課題があります。
- そこで、子ども・若者をめぐる様々な課題に適切に対応するとともに、子ども・若者の目線に立ち、その最善の利益を第一に考えるべく、現行の子ども・若者に係る計画・指針を統合し、子ども・若者施策を総合的かつ計画的に推進していくため、新たな道しるべとして計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 位置付け

- こども基本法に基づく都道府県子ども計画、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策推進計画等の位置付けを併せ持つ計画です。
- 県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画である「新かながわグランドデザイン」を補完する個別計画です。

(こども基本法第 10 条第 1 項)

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項)

都道府県は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

(次世代育成支援対策推進法第9条)

都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条)

都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(県改定子ども・子育て支援推進条例第13条)

県は、県に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県における子どもに関する施策についての計画を定めなければならない。

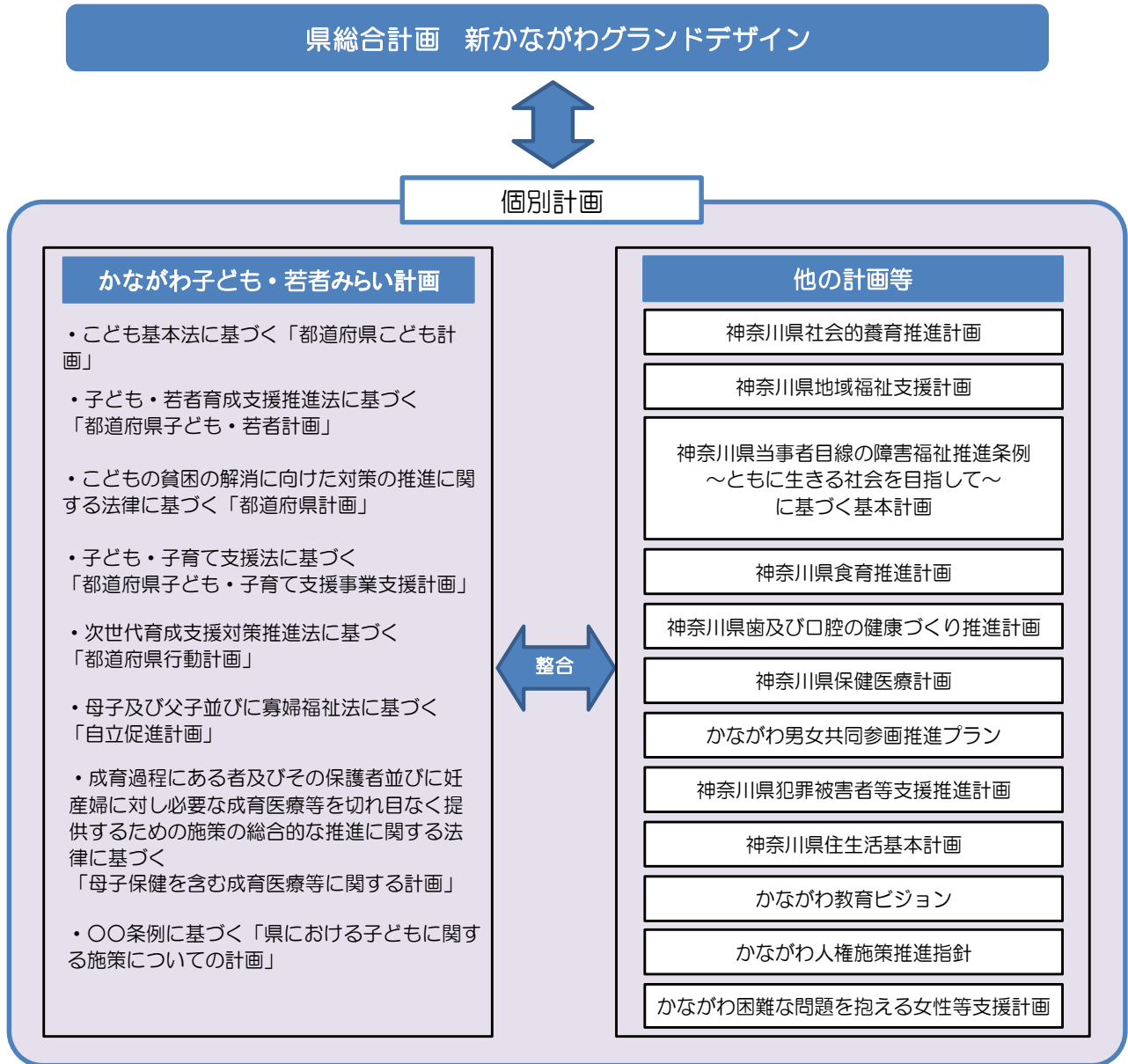
(2) 関連計画との整合

子ども・子育てに関連する以下の計画とも整合を図り、取組を進めていきます。

【関連計画】

県社会的養育推進計画、県ひとり親家庭等自立促進計画（本計画と一体的に策定）、
県地域福祉支援計画、
県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画、
県食育推進計画、県歯及び口腔の健康づくり推進計画、県保健医療計画、
かながわ男女共同参画推進プラン、県犯罪被害者等支援推進計画、県住生活基本計画、
かながわ教育ビジョン、かながわ人権施策推進指針、
かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画

<参考：「かながわ子ども・若者みらい計画」の位置付け>



(3) 子どもの権利条約との関係

子どもの権利条約は、世界中の子どもたちが守られるべき権利について定めた世界の合意です。特に以下の4つは、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な、「原則」として挙げられています。

本計画においてもこの4原則の精神にのっとり、「主要施策」に取り組んでいきます。

- ア 差別の禁止（2条）
- イ 子どもの最善の利益（3条）
- ウ 生命、生存及び発達に対する権利（6条）
- エ 子どもの意見の尊重（12条）

<p>第1条【子どもの定義】 18歳になっていない人を子どもとします。</p> 	<p>第2条【差別の禁止】 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがひ、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お昼食であるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。</p> 	<p>第3条【子どもにもっともよいことを】 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p> 	<p>第4条【国の義務】 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。</p> 
<p>第5条【親の指導を尊重】 親(保護者)は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。</p> 	<p>第6条【生きる権利・育つ権利】 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。</p> 	<p>第7条【名前・国籍をもつ権利】 子どもは、生まれたらすぐに登録(出生届など)されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。</p> 	<p>第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】 国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。</p> 
<p>第9条【親と引き離されない権利】 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。</p> 	<p>第10条【別々の国にいる親と会える権利】 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。</p> 	<p>第11条【よその国に連れられない権利】 国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。</p> 	<p>第12条【意見を表す権利】 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。</p> 
<p>第13条【表現の自由】 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。</p> 	<p>第14条【思想・良心・宗教の自由】 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。</p> 	<p>第15条【結社・集会の自由】 子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。</p> 	<p>第16条【プライバシー・名譽の保護】 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。</p> 
<p>第17条【適切な情報の入手】 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすすめて、子どもによくわからない情報から子どもを守らなければなりません。</p> 	<p>第18条【子どもの養育はまず親に責任】 子どもを育てる責任は、まずその両親(保護者)にあります。国はその手助けをします。</p> 	<p>第19条【あらゆる暴力からの保護】 どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けることがないように、国は子どもを守らなければなりません。</p> 	<p>第20条【家庭をうばわれた子どもの保護】 家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらったりなど、国から守ってもらふことができます。</p> 

<p>第21条【養子縁組】</p> <p>子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。</p> 	<p>第22条【難民の子ども】</p> <p>自分の国の政府からはく奪をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。</p> 	<p>第23条【障がいのある子ども】</p> <p>心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保済サービスなどを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第24条【健康・医療への権利】</p> <p>子どもは、保護でいられ、必要な医療や保済サービスを受ける権利をもっています。</p> 
<p>第25条【施設に入っている子ども】</p> <p>施設に入っている子どもは、その親がその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。</p> 	<p>第26条【社会保障を受ける権利】</p> <p>子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第27条【生活水準の確保】</p> <p>子どもは、心やからだですこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要ときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。</p> 	<p>第28条【教育を受ける権利】</p> <p>子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。</p> 
<p>第29条【教育の目的】</p> <p>教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることを学ぶためのものです。</p> 	<p>第30条【少数民族・先住民の子ども】</p> <p>少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。</p> 	<p>第31条【休み、遊ぶ権利】</p> <p>子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。</p> 	<p>第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】</p> <p>子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。</p> 
<p>第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】</p> <p>国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。</p> 	<p>第34条【性的搾取からの保護】</p> <p>国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。</p> 	<p>第35条【誘拐・売買からの保護】</p> <p>国は、子どもが誘拐されたり、売り買ひされたりすることのないように守らなければなりません。</p> 	<p>第36条【あらゆる搾取からの保護】</p> <p>国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。</p> 
<p>第37条【拷問・死刑の禁止】</p> <p>どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯していたいはずされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第38条【戦争からの保護】</p> <p>国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。</p> 	<p>第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】</p> <p>虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。</p> 	<p>第40条【子どもに関する司法】</p> <p>罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。</p> 

(出典：公益財団法人 日本ユニセフ協会「子どもの権利条約 第1～40条抄訳一覧」)

(4) SDGs (※) との関係

県の政策の基本理念である「いのち輝くマグネット神奈川」の実現は、「いのち」を起点として「持続可能な神奈川」を実現することであり、SDGsの理念と方向性を同じくしています。

本計画における基本理念（子ども・若者の目線に立った施策の推進を通じて、子ども・若者一人ひとりが自分らしく、幸せに暮らせる社会を実現し、その望みと願いを尊重しながら社会全体で育む。）も、SDGsの理念や目標の一部を共有するものであり、計画の基本理念実現のための主要施策の充実・強化に引き続き取り組むことにより、持続可能な神奈川の実現を図り、SDGsの目標達成にも役割を果たしていきます。

※ SDGs（エスディーゼズ）：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）

2015年9月の国連において、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」。先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限として、貧困、健康と福祉、教育など17のゴール（目標）を設定。

<参考：SDGs [世界を変えるための17の目標]>



The graphic displays the 17 Sustainable Development Goals (SDGs) in a grid format. Each goal is represented by a colored square with an icon and a number. The goals are: 1. No Poverty, 2. Zero Hunger, 3. Good Health and Well-being, 4. Quality Education, 5. Gender Equality, 6. Clean Water and Sanitation, 7. Affordable and Clean Energy, 8. Decent Work and Economic Growth, 9. Industry, Innovation and Infrastructure, 10. Reduced Inequalities, 11. Sustainable Cities and Communities, 12. Responsible Consumption and Production, 13. Climate Action, 14. Life Below Water, 15. Life on Land, 16. Peace, Justice and Strong Institutions, 17. Partnerships for Goal Achievement.

目標番号	目標名
1	貧困をなくそう
2	飢餓をゼロに
3	すべての人に健康と福祉を
4	質の高い教育をみんなに
5	ジェンダー平等を実現しよう
6	安全な水とトイレを世界中に
7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに
8	働きがいも経済成長も
9	産業と技術革新の基盤をつくろう
10	人や国の不平等をなくそう
11	住み続けられるまちづくりを
12	つくる責任 つかう責任
13	気候変動に具体的な対策を
14	海の豊かさを守ろう
15	陸の豊かさも守ろう
16	平和と公正をすべての人に
17	パートナーシップで目標を達成しよう

3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

4 計画の対象

すべての子ども・若者と子育て当事者、そして、これらを取り巻く県民、事業者、行政等を対象とします。（施策の内容により、対象が異なります。）

子ども：0歳から18歳未満

若者：「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）と「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）の者

Ⅱ 本県の子ども・若者・子育ての状況

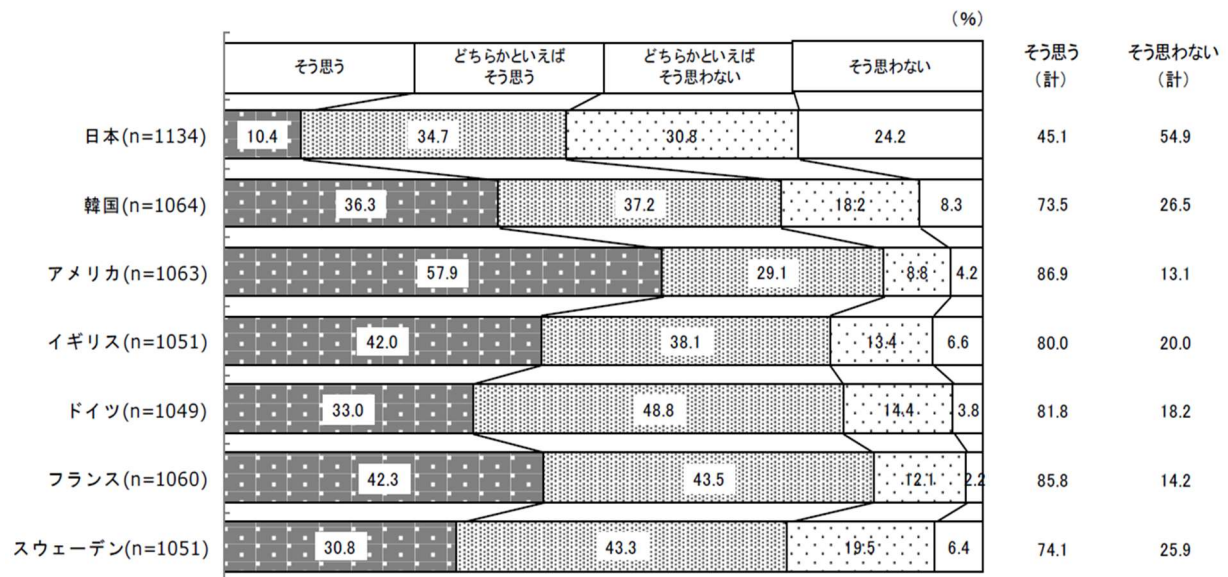
ここでは、計画策定の背景となる本県の子ども・若者・子育ての状況や子育てをめぐる県民の意識などを記載します。

1 子ども・若者の状況

(1) 子ども・若者の意識

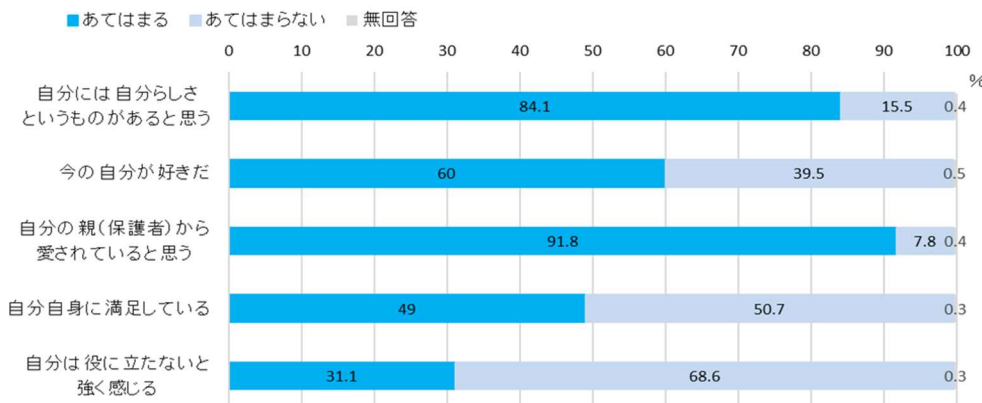
日本の若者は、諸外国の若者と比べて、自分自身に満足していると感じている者の割合が最も低くなっています。令和4年度の国内の子ども・若者の自己診断として、「自分自身に満足している」に関しては、あてはまると回答した人が49%となっています。

■ 図表1：自分自身に満足している者の割合（諸外国比較）



(出典：平成30年度我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(内閣府))

■ 図表2：今の自分が好きだという子ども・若者の割合



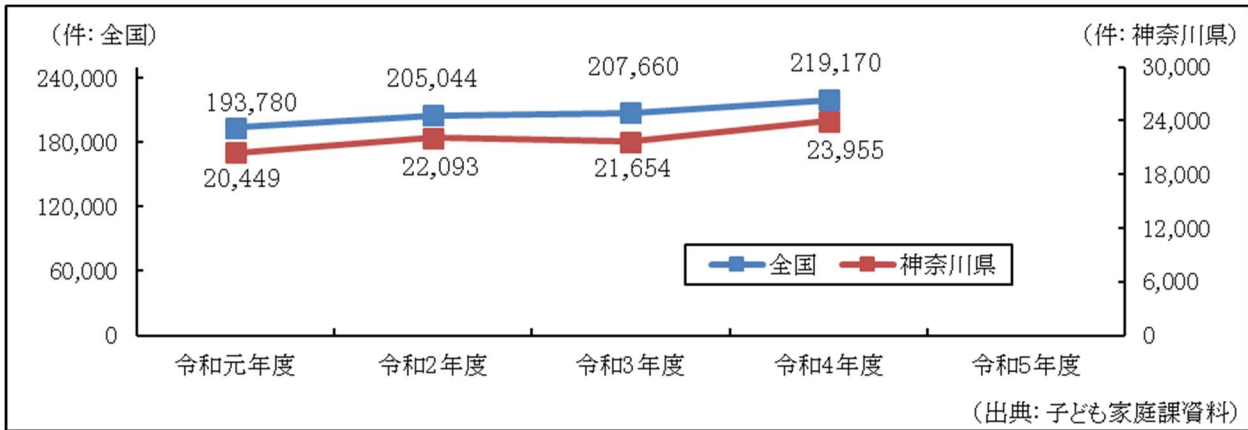
(出典：令和4年度こども・若者の意識と生活に関する調査(内閣府)を基に作成)

(2) 支援を必要とする子ども・若者の状況

ア 児童虐待

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、令和5年度は過去最多の〇〇件となっています。

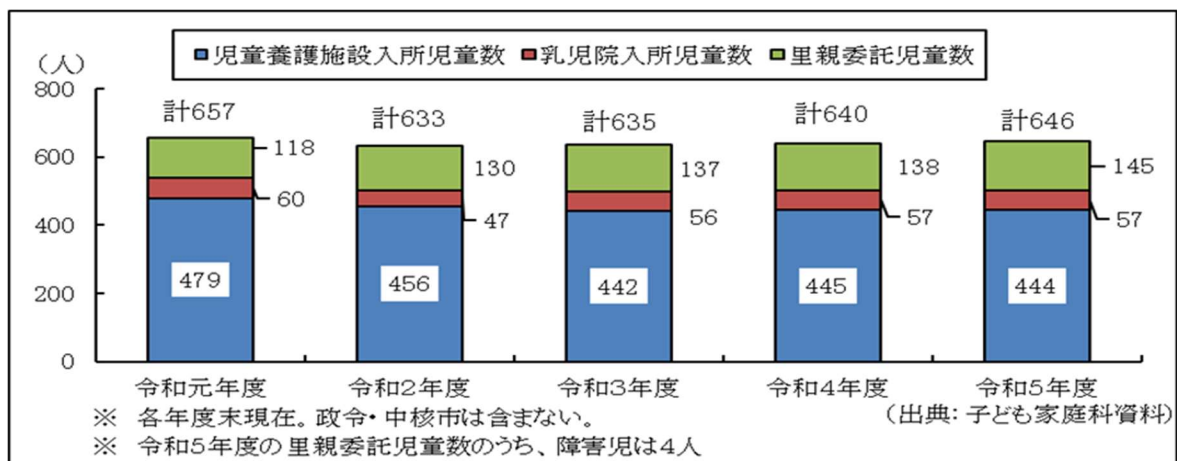
■ 図表3：児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（全国、神奈川県）



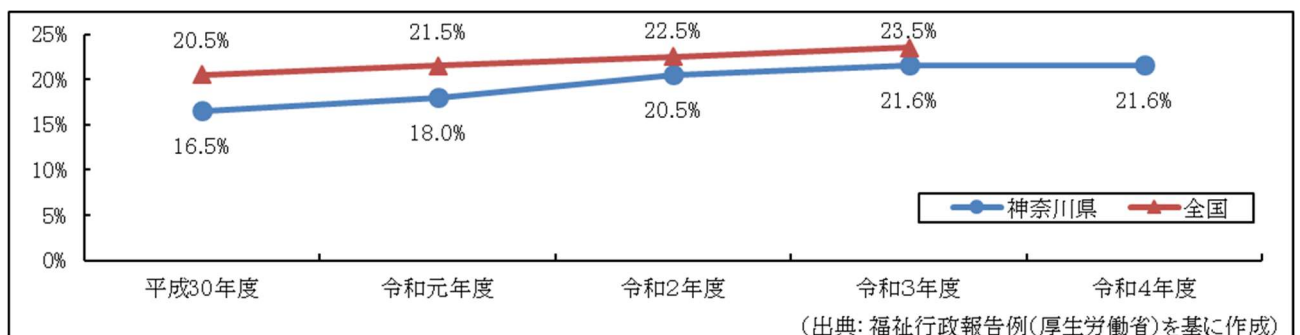
イ 社会的養護

本県における社会的養護を必要とする子どもの数は、650人前後でほぼ横ばいで推移しています。そのうち、里親・ファミリーホームで養育される子どもの割合である里親委託率は、やや増加傾向にあり、令和4年度は21.6%となっています。

■ 図表4：社会的養護を必要とする子どもの数の推移（神奈川県）



■ 図表5：里親委託率の推移（全国、神奈川県）



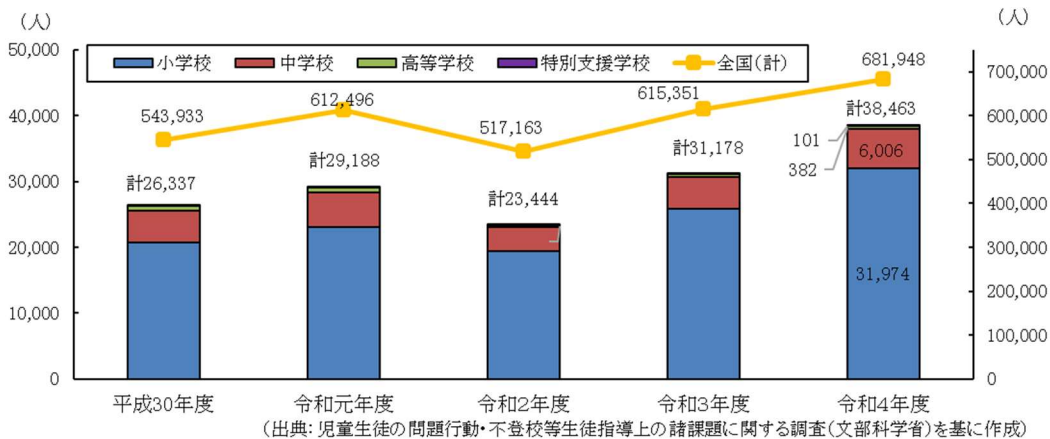
ウ いじめ・暴力行為・不登校

県内の令和4年度のいじめの認知件数は、前年度比 7,285 件増加の 38,463 件となっています。なお、件数増加の要因としては、各学校による積極的な認知が進んでいること等が考えられます。

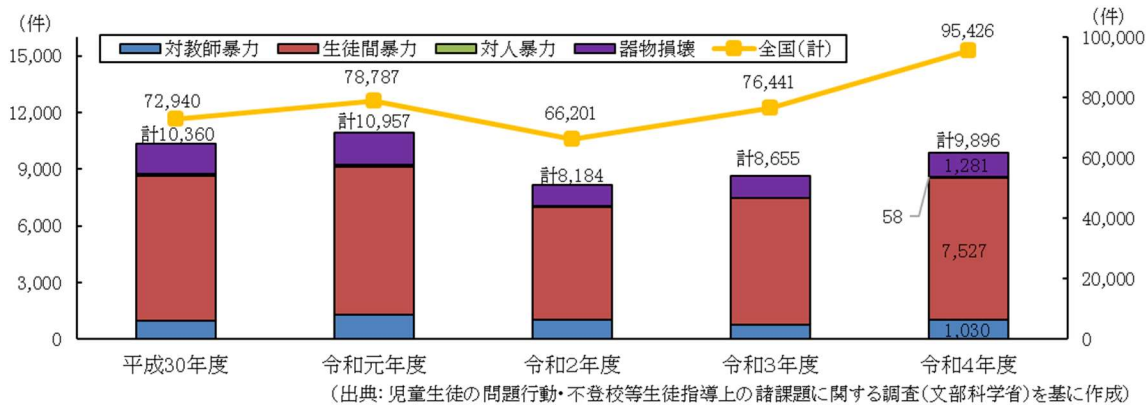
暴力行為の発生件数は、前年度比 1,241 件増加の 9,896 件で、全国で1番多い件数となっています。

また、小・中学校・高校の不登校児童・生徒数は、前年度比 4,693 人増加の 25,561 人となっています。

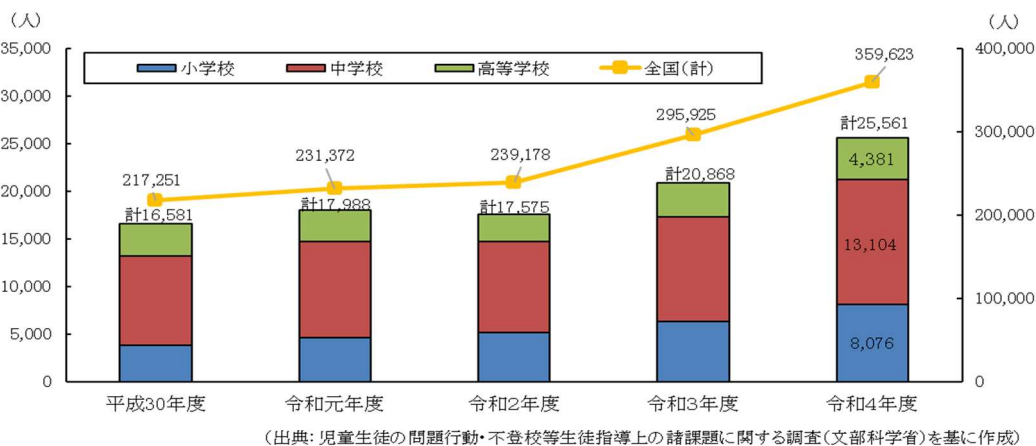
■ 図表 6 : いじめの認知件数の推移 (神奈川県)



■ 図表 7 : 暴力行為の発生件数の推移 (小・中・高等学校 : 神奈川県)



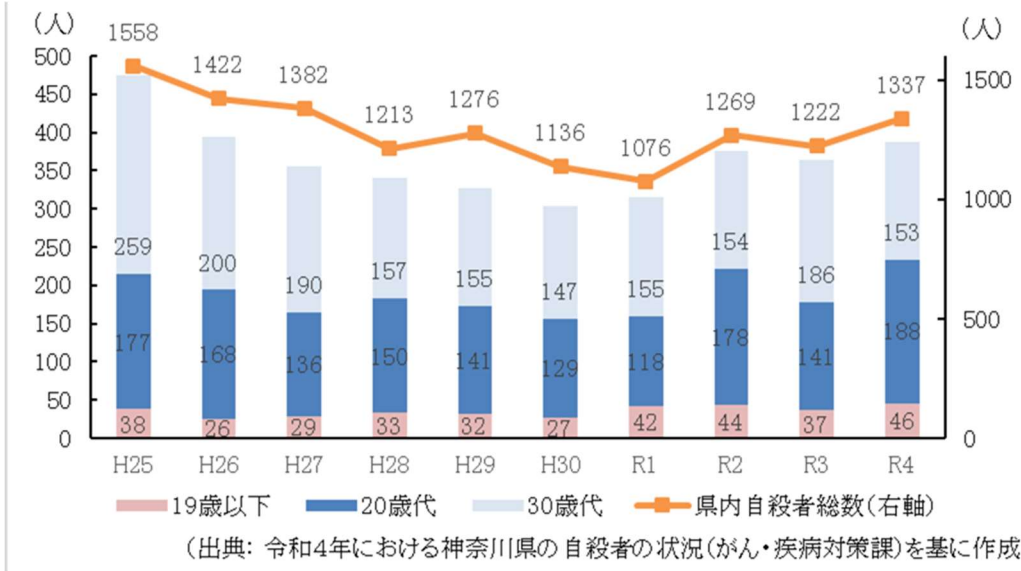
■ 図表 8 : 不登校児童・生徒数の推移 (小・中学校 : 神奈川県)



エ 自殺

県内の自殺者総数は平成 25 年に比べ減少しているものの、20 歳代以下の自殺者は増加しています。

■ 図表 9：自殺者数の推移（神奈川県）

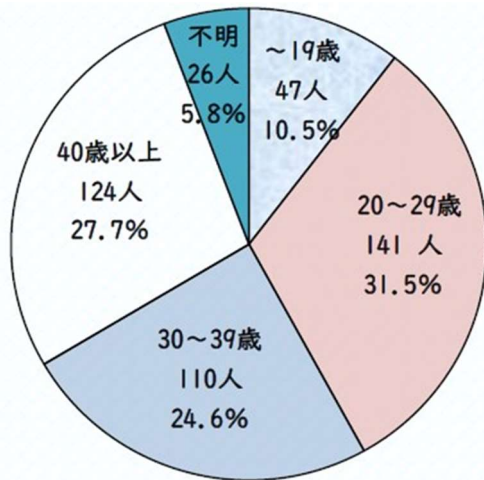


オ ひきこもりの状況

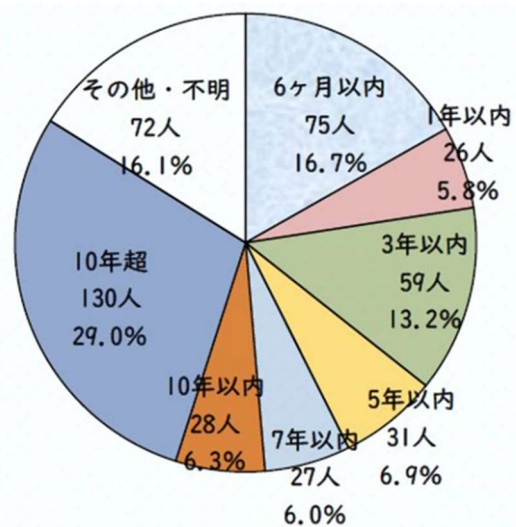
県の令和4年度のひきこもり相談実績の年齢構成は、20 歳代が 31.5%、30 歳代が 24.6%で、問題発生から相談に至るまでの期間は、6か月以内が 16.7%次いで、3年以内が 13.2%となっています。

■ 図表 10：相談実績（令和4年度）からみた、ひきこもりの状況（神奈川県）

ひきこもり本人の年齢



問題発生から相談に至るまでの期間



(出典：かながわの青少年 2023)

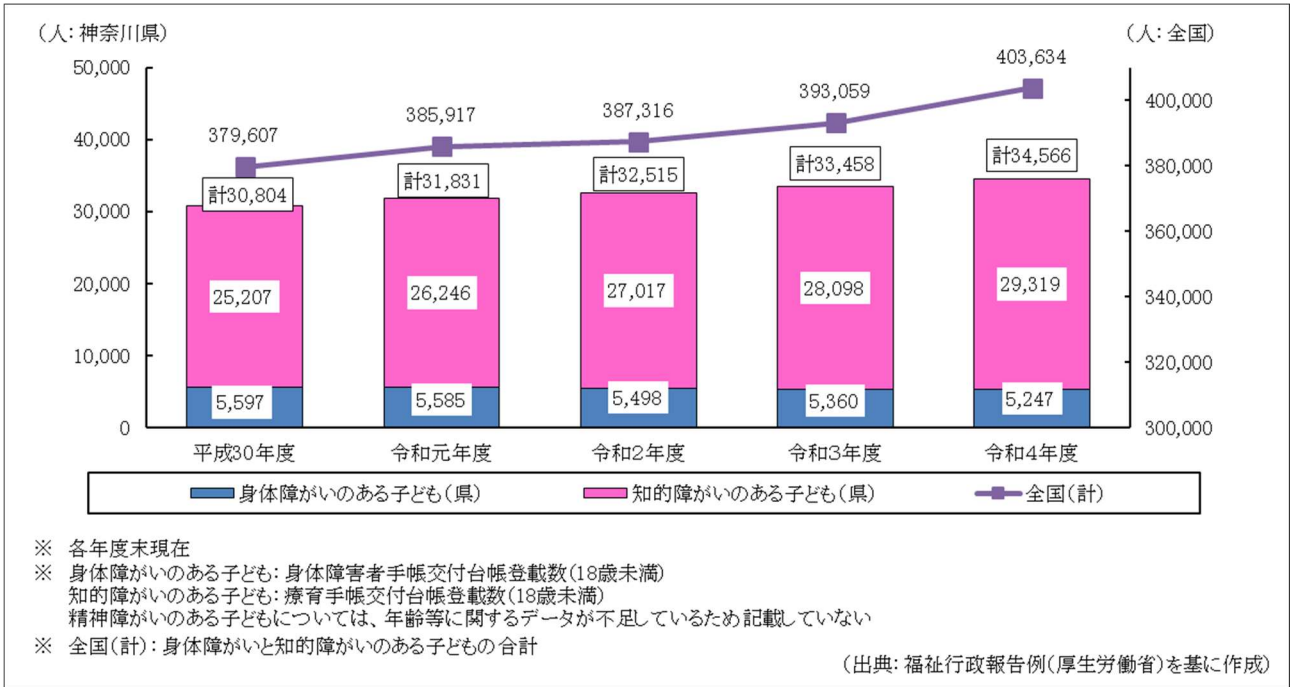
(注) この統計は、相談員の電話での聞き取りによるものであり、相談の主な内容が「ひきこもり」であるとしたものを、延べ人数で集計しています。

カ 障がいのある子ども

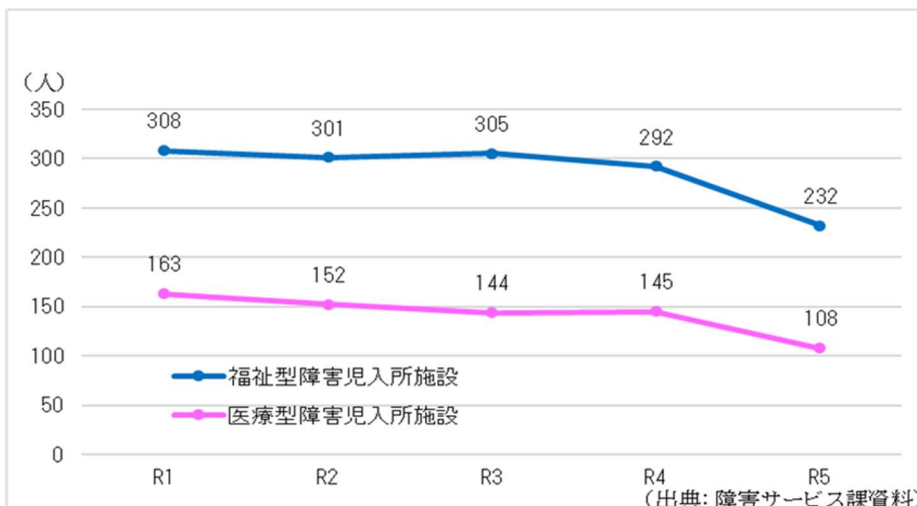
県内の障がい（身体障がい及び知的障がい）のある子どもの数は、平成30年度の30,804人に対し、令和4年度は34,566人と増加しています。

また、令和5年度の障害児入所施設入所者数は福祉型障害児入所施設が232人、医療型障害児入所施設が108人となっています。

■ 図表 11：障がいのある子ども数の推移（全国、神奈川県）



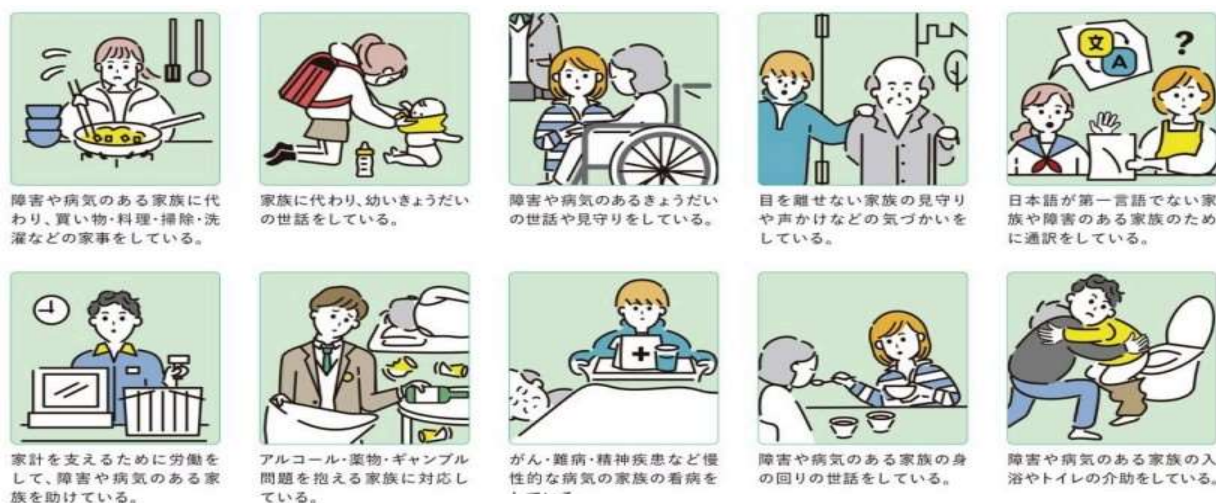
■ 図表 12：障害児入所施設入所者数



キ ヤングケアラーの状況

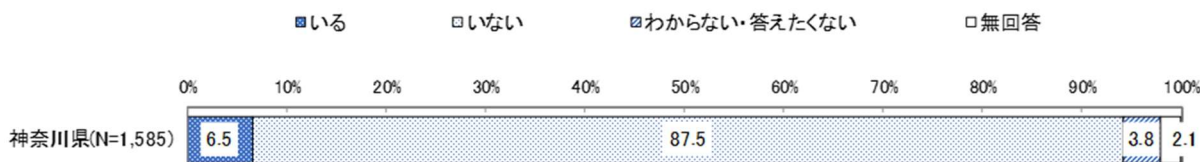
県内で中学2年生のいる世帯、4,320世帯を抽出し、中学2年生1,585人から回答を得た調査において、家族の中で世話をしている人がいるかについて聞いたところ、「いない」が87.5%、「いる」が6.5%となっています。

■ 図表 13：ヤングケアラーの概要



(出典：「ヤングケアラーについて」子ども家庭庁HPより引用)

■ 図表 14：家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか。



(出典：令和5年度神奈川県子どもの生活状況調査)

(3) 子どもの貧困の状況

貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）を下回る者の割合を「相対的貧困率」といいます。令和4年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、令和3年の日本の子どもの相対的貧困率は11.5%です。およそ9人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らしていることとなります。

■ 図表 15：貧困率の推移（全国）

	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年	令和3年
相対的貧困率	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.7%	15.7%	15.4%
子どもの貧困率	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	14.0%	11.5%
子どもがいる現役世帯	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%	13.1%	10.6%
大人が1人	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%	48.3%	44.5%
大人が2人以上	10.5%	10.2%	12.7%	12.6%	10.7%	11.2%	8.6%
貧困線	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円	124万円	127万円

※貧困線：等価可処分所得の中央値の半分の額

(出典：国民生活基礎調査(厚生労働省)を基に作成)

相対的貧困率：貧困線に満たない世帯員の割合

子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合

平成30年以降は、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いた「新基準」の数字

ア 生活保護世帯における子どもの数

神奈川の生活保護を受給している人数は、減少傾向にあり、その世帯の子ども（0～

17歳)についても、令和4年度は12,629人で、同様の傾向になっています。

生活保護世帯における母子世帯の数は、減少傾向にあります。母子世帯の就労率は高く、5割以上が就労しています。

■図表 16：被保護人員の状況（神奈川県）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保護率		1.67%	1.66%	1.66%	1.66%
実人数		152,080人	151,666人	151,746人	151,423人
年齢別	0～5歳	2,929人	2,668人	2,504人	2,309人
	6～11歳	5,394人	4,910人	4,513人	4,223人
	12～14歳	3,495人	3,241人	3,040人	2,883人
	15～17歳	3,995人	3,645人	3,438人	3,214人
	合計	15,813人	14,464人	13,495人	12,629人

(県福祉子どもみらい局「神奈川県の生活保護」より作成)

※ 保護率は、当月の被保護人員を同月の総務省「人口推計（概算値）」で除した割合（年度末の割合）。

※ 人数（県）は、各年度間の平均人数。ただし令和4年度は3月末時点の人数

■図表 17：生活保護世帯である母子世帯の状況（神奈川県）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活保護世帯である母子世帯数	6,370世帯	5,930世帯	5,883世帯	5,281世帯
うち、就労世帯数 (就労率)	3,729世帯 (55.3%)	3,151世帯 (50.3%)	2,966世帯 (50.4%)	2,775世帯 (50.1%)

(県福祉子どもみらい局「神奈川県の生活保護」より作成)

イ 家庭の状況（保護者の所得）が生活に与える影響

過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料や衣服が買えなかったか、について調査したところ、「中央値の2分の1未満」の世帯では食料については52.0%、衣服については56.6%があったとなっています。

■図表 18：欠乏経験（食料）

(上段：件数、下段：%)

		全体	よくあった	ときどきあった	まれにあった	まったくなかった	無回答
全体		1,715 100.0	33 1.9	76 4.4	142 8.3	1,453 84.7	11 0.6
等価可処分所得	中央値の2分の1未満	173 100.0	16 9.2	32 18.5	42 24.3	83 48.0	0 0.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	555 100.0	11 2.0	32 5.8	65 11.7	447 80.5	0 0.0
	中央値以上	912 100.0	4 0.4	7 0.8	34 3.7	867 95.1	0 0.0

(出典：令和5年度神奈川県子どもの生活状況調査)

※ 県内で中学2年生のいる世帯、4,320世帯を抽出した調査において、保護者と中学2年生1,547組から回答を得た調査

■ 図表 19： 欠乏経験（衣服）

		(上段:件数、下段:%)					
		全 体	よくあった	ときどきあった	まれにあった	まったくなかった	無回答
全 体		1,715 100.0	50 2.9	71 4.1	196 11.4	1,393 81.2	5 0.3
等 価 可 処 分	中央値の2分の1未満	173 100.0	18 10.4	31 17.9	49 28.3	73 42.2	2 1.2
	中央値の2分の1以上中央値未満	555 100.0	20 3.6	29 5.2	95 17.1	411 74.1	0 0.0
	中央値以上	912 100.0	7 0.8	9 1.0	43 4.7	853 93.5	0 0.0

(出典：令和5年度神奈川県子どもの生活状況調査)

※ 県内で中学2年生のいる世帯、4,320世帯を抽出した調査において、保護者と中学2年生1,547組から回答を得た調査

(4) 若年者の就労状況

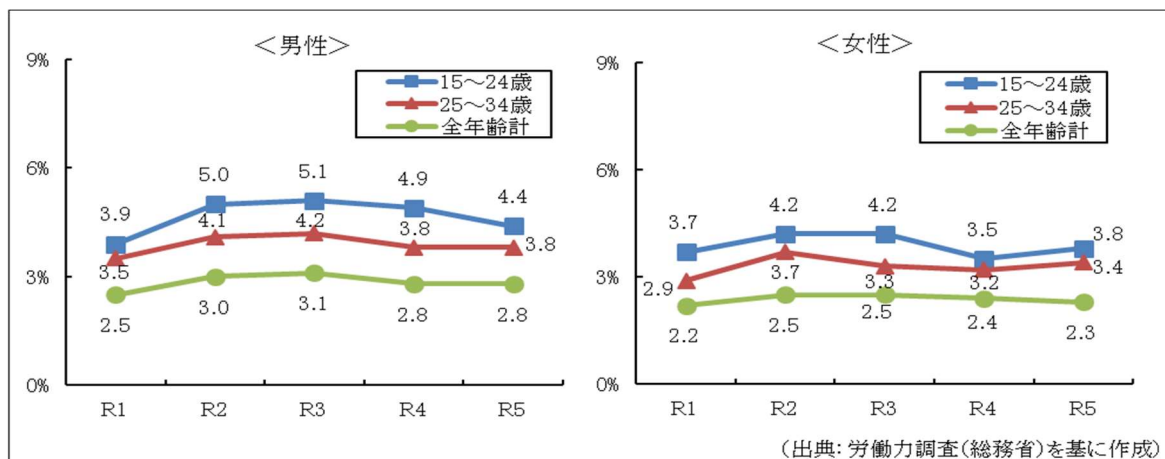
全国の若年者（15～34歳）の完全失業率は、男女ともに全年齢の合計より高い水準にあり、近年はほぼ横ばいで推移しています。令和5年では、25～34歳の男性が3.8%、女性が3.4%となっています。

また、非正規雇用割合は、若年者のうち、25～34歳の女性では近年低下しており、令和5年では、男性が14.6%、女性が31.4%となっています。

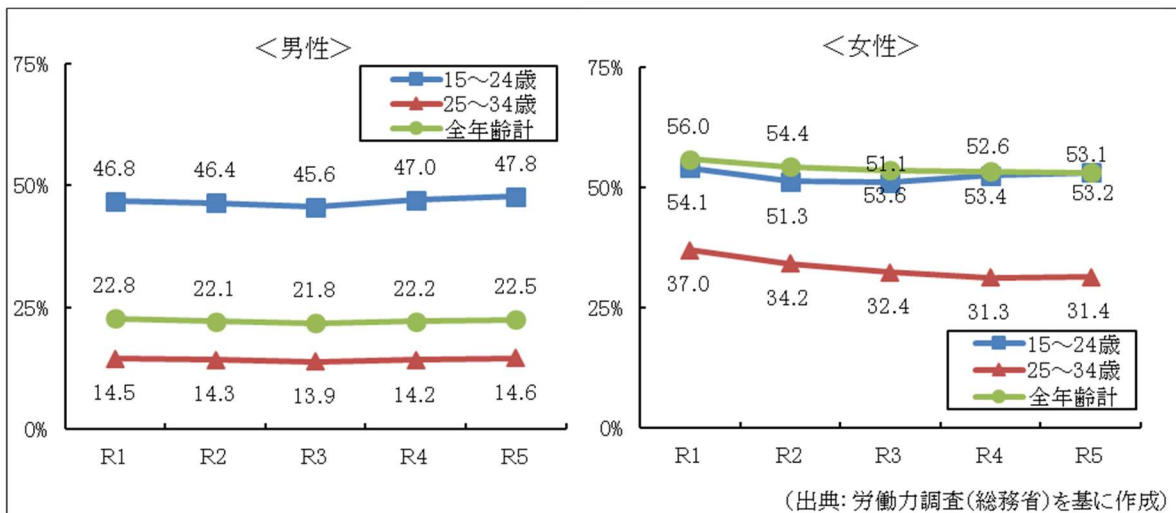
さらに、雇用者の令和4年の所得分布を平成14年と比べると、20歳代では250万円未満の割合が減少しているものの、30歳代では400万円未満の割合が微増しています。

全国の若年無業者（15～34歳）数は、令和5年（2023年）は59万人で、人口に対する割合は、前年に比べ0.1ポイントの増加となりました。35～44歳無業者数は、令和5年（2023年）は37万人で、人口に対する割合は、前年に比べ0.1ポイントの増加となりました。

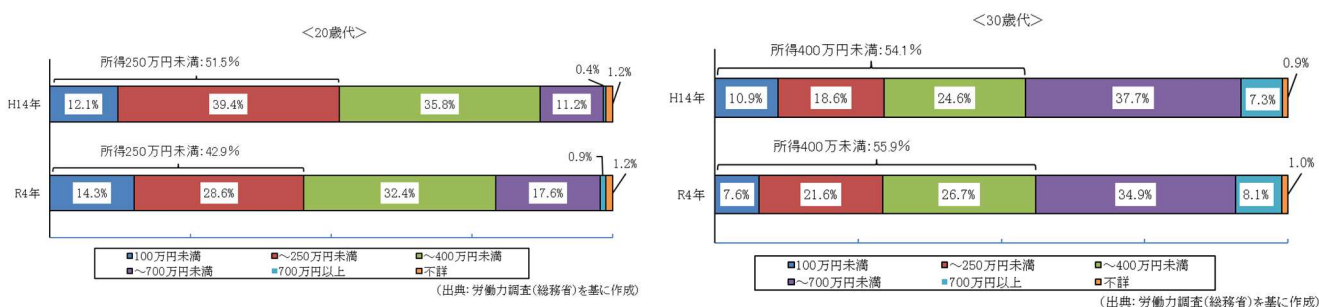
■ 図表 20： 若年者の完全失業率の推移（全国）



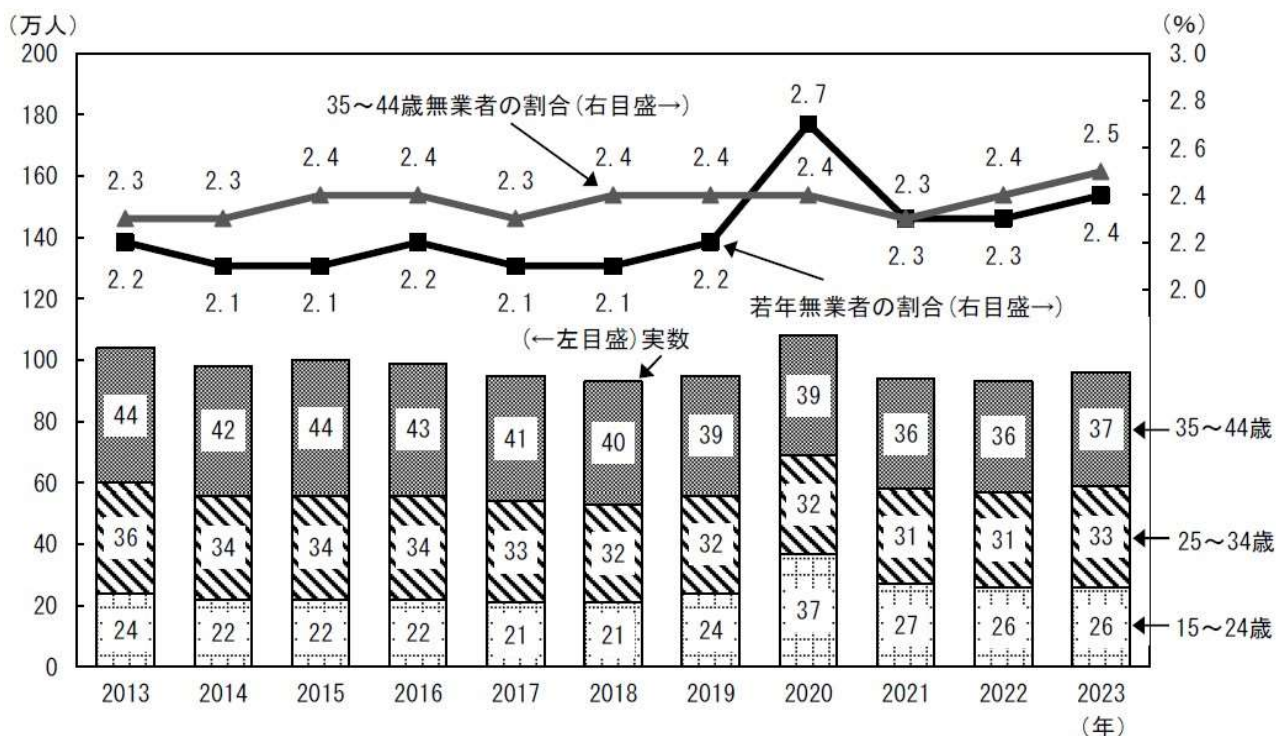
■ 図表21：若年者の非正規雇用割合の推移（全国）



■ 図表22：若年層の平均賃金（全国）



■ 図表23：若年無業者及び35~44歳無業者の数及び人口に占める割合の推移（全国）



※ 労働力調査結果（注）

若年無業者：ここでは、15~34歳の非労働人口のうち家事も通学もしていない者

35~44歳無業者：ここでは、35~44歳の非労働人口のうち家事も通学もしていない者

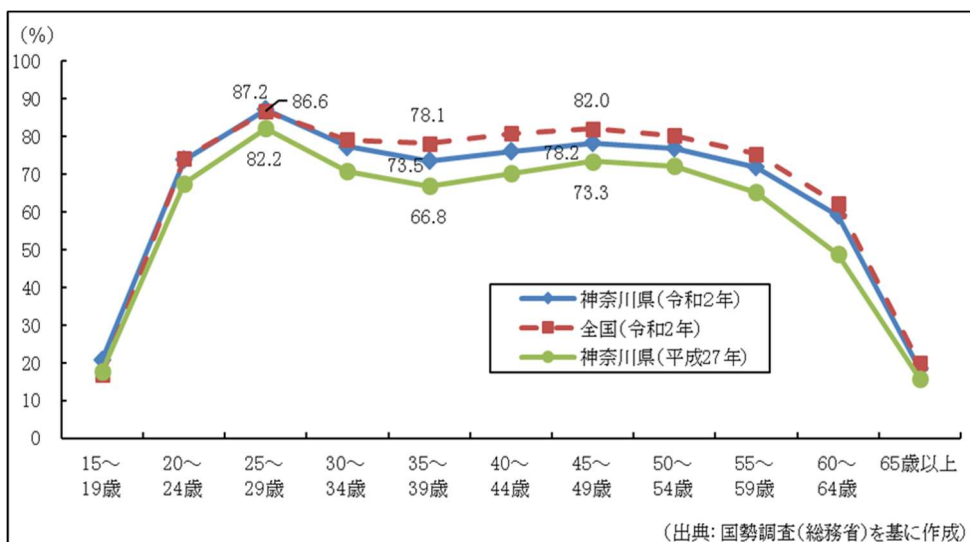
2 子育て当事者の状況

(1) 女性の就業継続等の状況

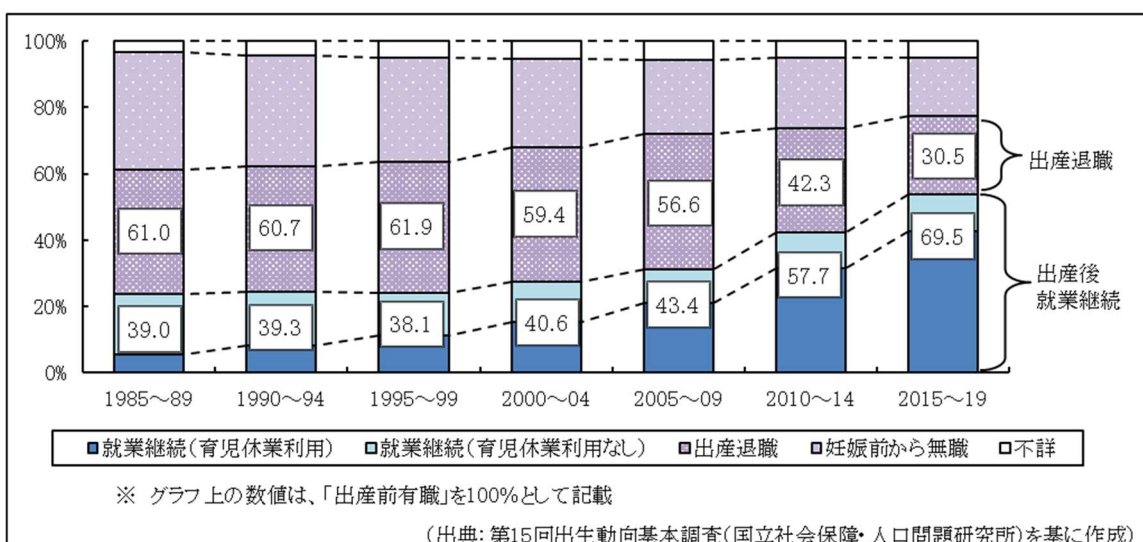
日本の女性の労働力率は、出産・育児期にあたる30歳代で低下し、その後、再就職することにより上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いていますが、本県を含め、全国的にM字カーブは近年改善傾向にあります。

M字カーブの改善にみられるとおり、出産・育児期にあたる年代の労働力率は増加しており、第1子の出産を機に離職する割合は約3人に1人になりました。

■ 図表 24：女性の年齢階級別労働力率（全国、神奈川県）



■ 図表 25：第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化（全国）

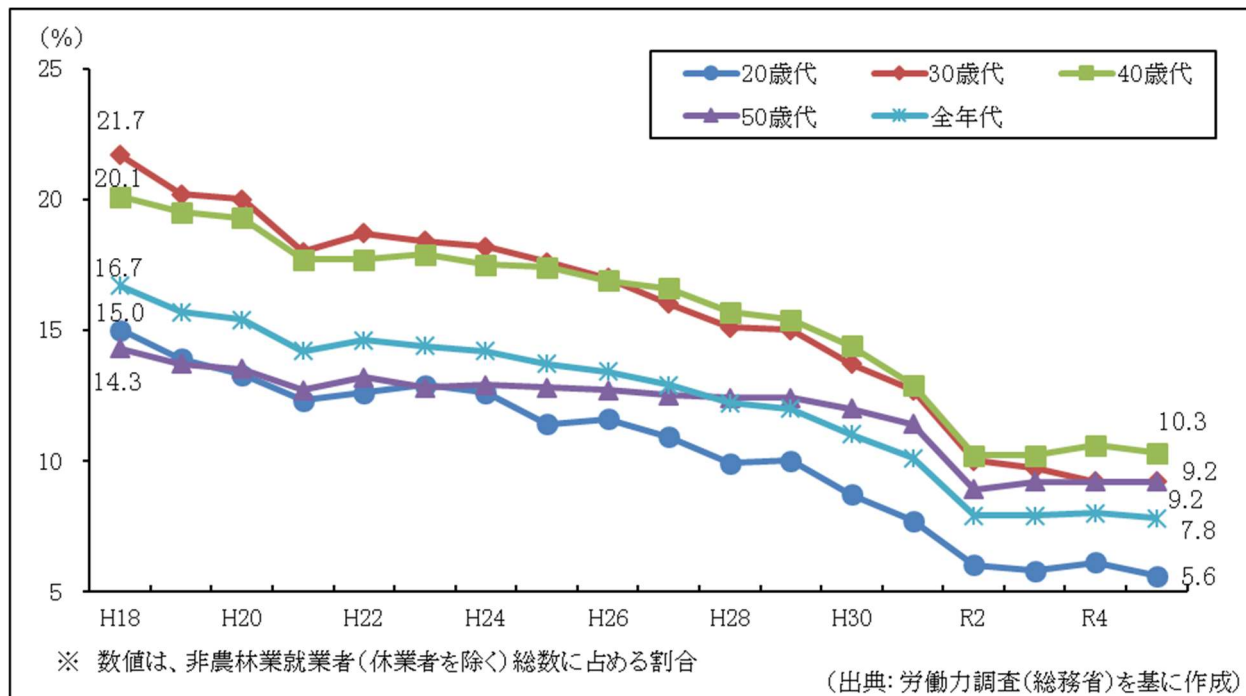


(2) 男性の就業等の状況

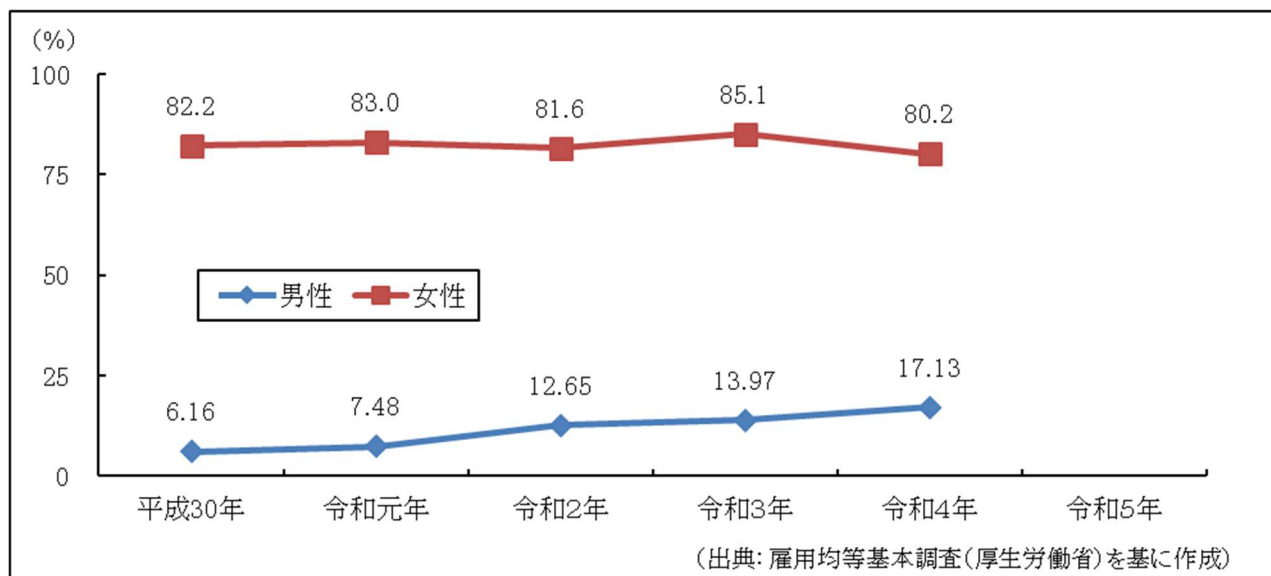
全国の週60時間以上の長時間労働をしている男性の割合は、近年概ね減少傾向にありますが、子育て期にある30歳代、40歳代については、令和5年で、それぞれ9.2%、10.3%となっており、他の年齢層に比べて高い水準になっています。

男性の育児休業取得率は、平成30年の6.16%から令和5年には0%となり、大幅な上昇傾向にありますが、女性の取得率と比較すると依然として低水準にあり、男女間で大きな差が生じています。

■ 図表26：就業時間が週60時間以上の男性就業者の割合の推移（全国）



■ 図表27：育児休業取得率の推移（全国）



(3) 県内の教育・保育サービス等の利用状況

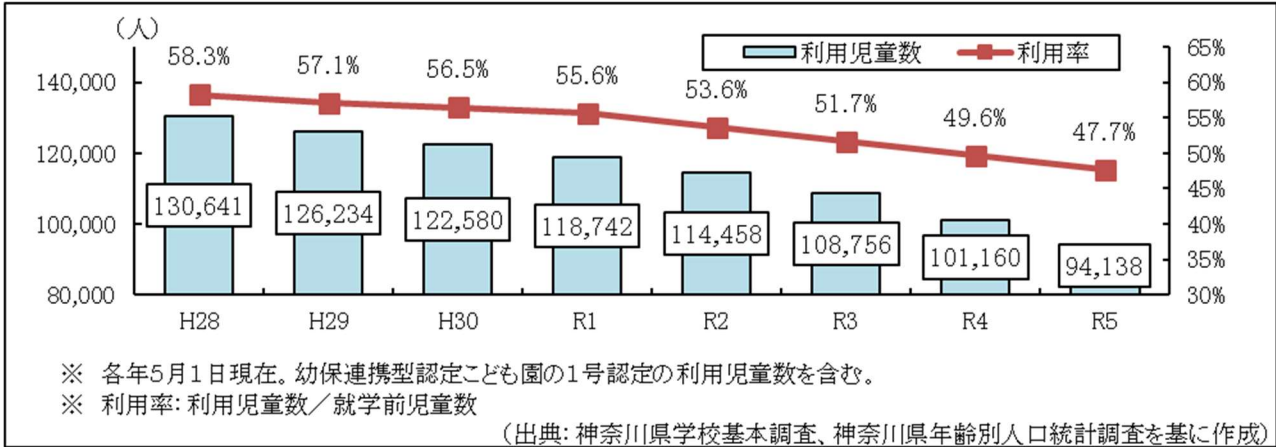
県内の幼稚園等の利用児童数は減少傾向にあり、令和5年では94,138人で、就学前児童数に占める割合は47.7%と低下しています。

一方、保育所等の利用については、令和6年の利用申込率（就学前児童数に対する利用申込者数の割合）は現在の集計方法となった平成14年以来最高となり、保育所等利用待機

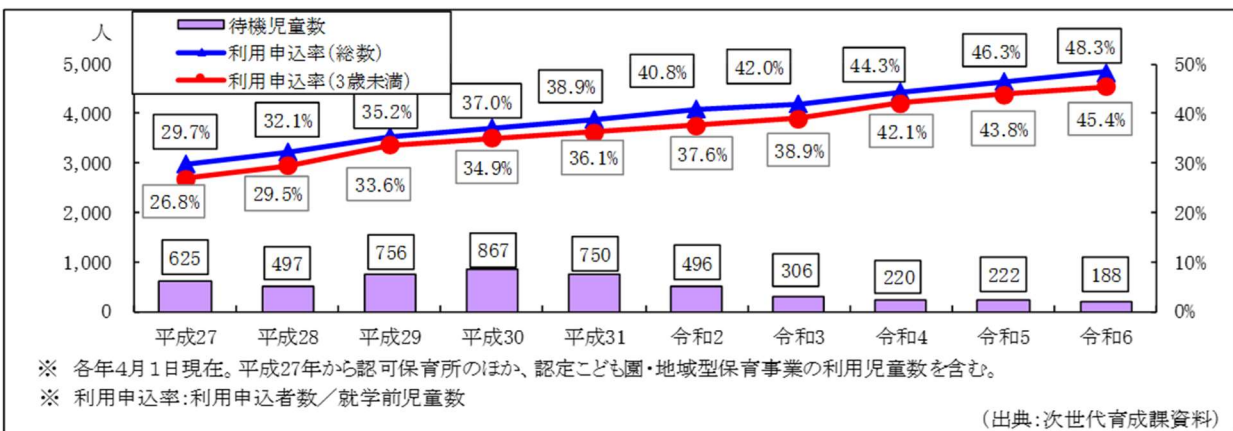
児童数は 188 人となっています。

また、放課後児童クラブの登録児童数についても年々増加しており、利用できなかった児童も発生しています。

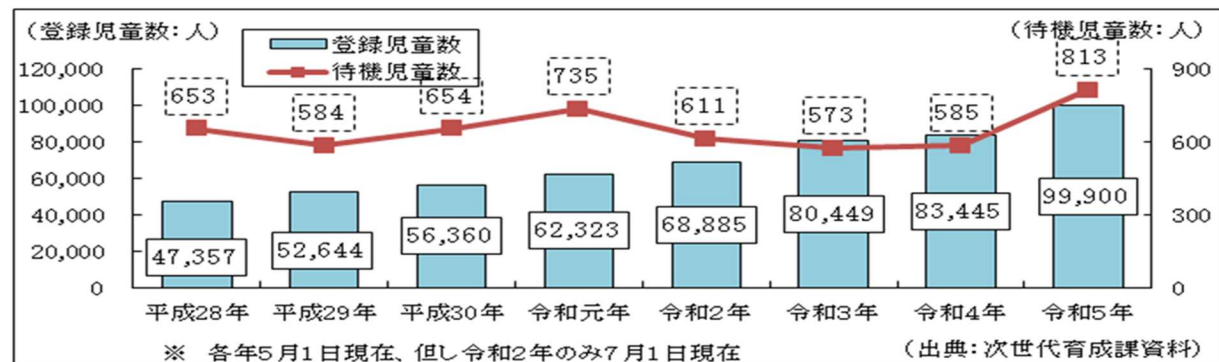
■ 図表28：幼稚園等利用児童数等の推移（神奈川県）



■ 図表29：保育所等利用待機児童数等の推移（神奈川県）



■ 図表30：放課後児童クラブ登録児童数等の推移（神奈川県）



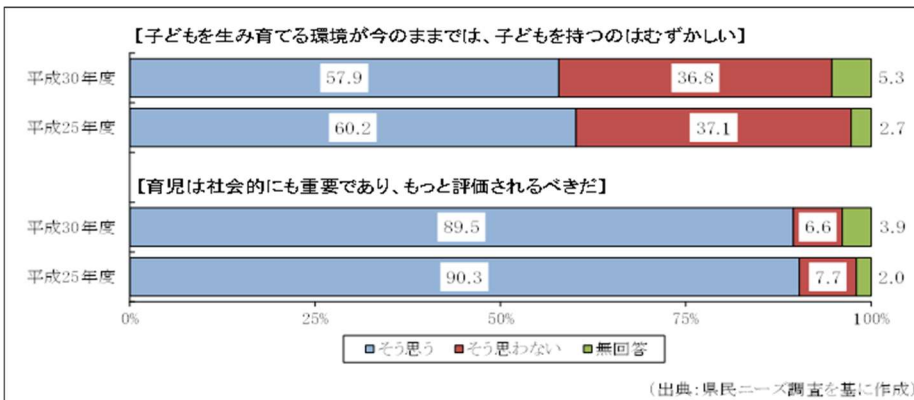
3 子育てをめぐる県民の意識

(1) 県民ニーズ調査（基本調査）

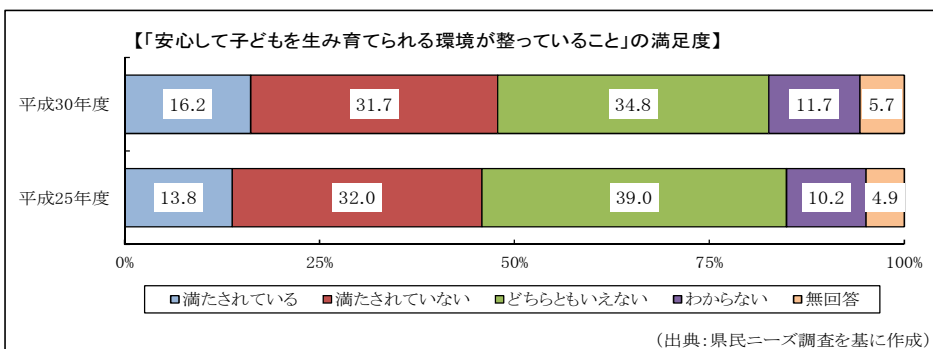
県民の生活意識やくらしの満足度を調査している県民ニーズ調査（基本調査）によると、約〇割の方が「子どもを生み育てる環境が今のままでは、子どもを持つのはむずかしい」と考えているとともに、約〇割の方が「育児は社会的にも重要であり、もっと評価されるべきだ」と考えています。

また、「安心して子どもを生み育てられる環境が整っていること」の満足度では、「満たされている」と回答した方は〇割を下回っています。

■ 図表 31：県民ニーズ調査（生活意識）



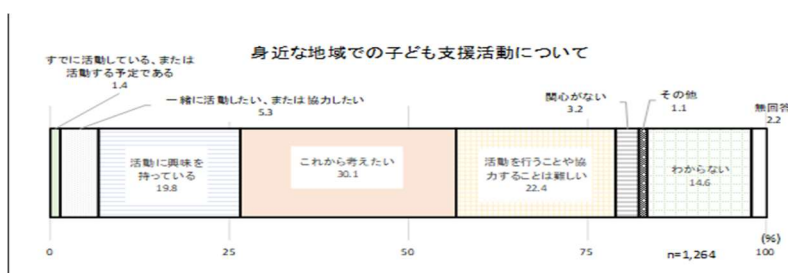
■ 図表 32：県民ニーズ調査（くらしの満足度）



(2) 県民ニーズ調査（課題調査）

子ども支援活動について、「一緒に活動したい、または協力したい」（〇%）、「活動に興味を持っている」（〇%）、「これから考えたい」（〇%）など、肯定的に考える者は5割を超えています。

■ 図表 33：身近な地域での子ども支援活動について



(出典：令和6年度県民ニーズ調査の課題調査)

Ⅲ 計画の基本理念等

ここでは、子ども・若者・子育て支援を推進するに当たっての基本理念や目指す姿などを明らかにします。

「Ⅰ」に記載したとおり、本県の子ども・若者・子育ての状況を見ると、依然として厳しい状況です。

○ 子どもの貧困、虐待やいじめ、ひきこもり、ヤングケアラーといった支援が必要な状況にある子ども・若者

○ 男性の育児休業取得率は低く、家事や育児の負担は依然として女性に偏っている。その上、地域社会ではつながりが希薄となり、子育て家庭が孤立

また、本計画の策定に当たって意見を伺った当事者からは以下のような意見が寄せられました。

○ (寄せられた意見の中から以下のような行政課題等を記載)

○ *生活保護を受給できないが、生活が苦しい世帯への支援策が欲しい。*

○ *奨学金のように条件付きでない学業支援制度を望む。*

すべての子育て当事者が子育てに喜びや生きがいを感じるために、当事者の目線で子育てに関連する不安を解消して子どもを生き育てられる環境の整備を進めていくとともに、子ども・若者の最善の利益をともに考える必要があります。

こうしたことを踏まえ、以下のとおり、子ども・若者・子育て支援を推進するに当たっての基本理念等を定めました。

1 基本理念

子ども・若者の目線に立った施策の推進を通じて、子ども・若者一人ひとりが自分らしく、幸せに暮らせる社会を実現し、その望みと願いを尊重しながら社会全体で育む。

2 基本方針

1

すべての子ども・若者があらゆる差別を受けず、生命、生存及び発達に対する権利や意見を尊重され、自分らしくいられるとともに、その最善の利益が考慮されること

2

父母その他の保護者が子育ての責任を果たししやすいよう、家庭その他の場における生活を尊重しながら、子育てに関する負担の軽減及び不安を解消し、喜びを実感できるようにすること

3

社会全体が子育てに関わる当事者の子ども・若者目線に立ち、主体的に連携し、協力すること

3 主要施策

目指すみらいの実現のため、「ライフステージを通じた重要事項」、「ライフステージ別の重要事項」、「子育て当事者の不安解消のための施策」、「子ども・若者を地域でともに育む施策」の4つを充実・強化します。

すべての子どもは生まれながらにして権利の主体であり、その権利が尊重され、自らそれぞれの個性を生かし、可能性を十分に開花させて、夢や希望を持ち幸福で健やかに成長することは県民全体の願いです。

また、子ども・若者の尊厳を重んじ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことは、社会経済の持続可能性を高めることにつながります。

そこで、本計画では、子ども・若者の幸せと健やかな育ちを第一に考えることを基本とし、誰一人取り残されない、すべての子ども・若者のいのちが輝くみらいの実現を目指します。

1

- すべての子ども・若者が幸福で健やかに成長するためには、思想・信条、人種、民族、国籍、障がいの程度などの違いによって差別的取扱いを受けることがないようにし、また、貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取などの権利の侵害から守り、救済することが重要です。
- そこで、子ども・若者があらゆる差別を受けず、権利の主体として意見を尊重され、自分らしくいられるとともに、その最善の利益が考慮される社会を目指します。

2

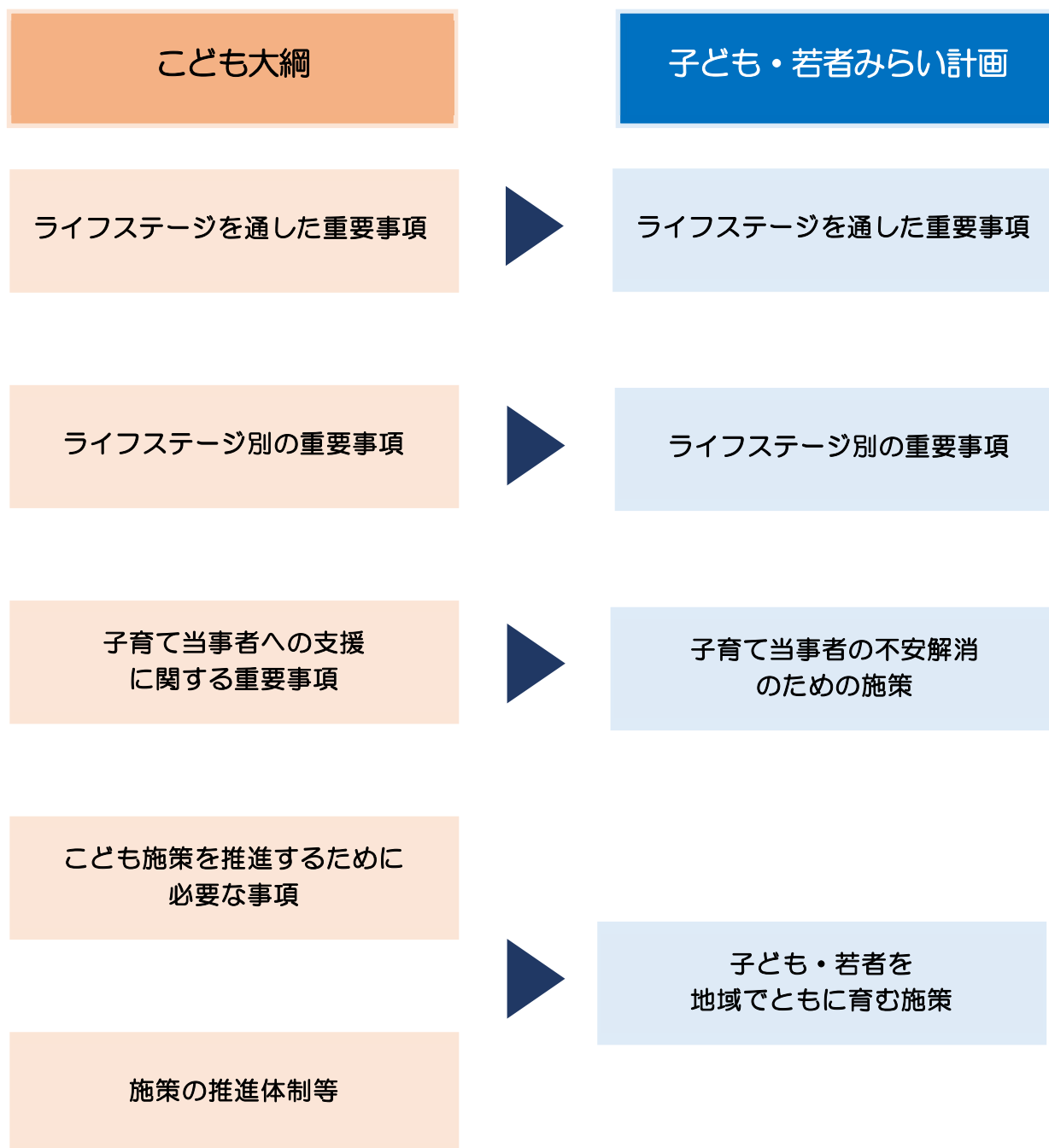
- 子どもを希望する者がそれぞれの希望に応じ、不安なく、子どもを産み育てることや、子育て当事者が社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、子どもと向き合い子育てに伴う喜びを実感するためには、当事者の負担や不安を軽減し、子育てに希望を持てる環境の整備が必要です。
- そこで、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、保護者の多様な選択肢を支援し、保護者が子育てに責任を果たせるよう、子育ての負担軽減や不安解消を図ります。

3

- 子育て当事者を社会全体で切れ目なく支えることは、子どもや子育て当事者の幸せや、若い世代にとって、子育てへの安心感や見通しを持つことにつながることはもとより、未来の地域社会のための基盤づくりとして重要な意義があることを踏まえ、社会全体で推進する必要があります。
- そこで、県民、事業者、子育て支援団体など地域社会のすべての構成員が、子育て支援の重要性を理解し、子育て当事者の目線に立ち、主体的に連携し、協力することを目指します。

目指すみらいの実現に向けた具体的な施策展開に当たっての基本的な視点を、主要施策ごとに設定しました。

4 主要施策のこども大綱との整合性



5 施策体系図

現時点におけるひとり親関係施策の案です。
(施策体系図は現在庁内調整中)

